主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

被告人並びに弁護人池上修の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条の上告理由に当 らない。また記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年八月九日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長谷	Ш	太	_	郎
裁判官	井	上			登
裁判官	島				保
裁判官	河	村	又		介